明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房九）　二

〔府　令〕
○内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五六）　三
○官報及び法令全書に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五七）　三
○激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五八）　四
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同五九）　四

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務一一）　四
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　一

〔省　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（総務八三）　三
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八四）　二〇
○電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部を改正する省令（総務・法務・経済産業一）　二七
○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二）　二七
○電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・経済産業四）　二六
○商業登記規則の一部を改正する省令（法務三九）　二九
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（同四〇）　三

〔告　示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第三号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準の一部を改正する件（内閣府一一九）　三六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第四号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準の一部を改正する件（内閣府一二〇）　三六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第七条第一号の規定に基づき内閣総理大臣が定める措置の一部を改正する件（同一二〇）　三六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する件（内閣府・総務六）　三七
○認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件（総務二九七）　三九
○電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示（同二九八）　四〇
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の規定に基づき特定個人情報の提供に関して総務大臣が定める事項の一部を改正する告示（同二九九）　四〇
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件の一部を改正する件（同三〇〇）　四一
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件の一部を改正する件（同三〇一）　四二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報を定める件の一部を改正する件（同三〇二）　四二
○個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（同三〇三）　四三
○電子委任状の普及を促進するための基本的な指針の一部を変更する件（総務・経済産業六）　四三
○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件（厚生労働三一七）　四三

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　四四
裁判所
免責、再生関係　四六
特殊法人等
令和二年度国家公務員共済組合連合会の決算、令和二事業年度財務諸表（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構・独立行政法人空港周辺整備機構）、高速道路の料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）関係　四七
地方公共団体
行旅死亡人関係　四八
会社その他
会社決算公告